

評定書

以下のとおり、定期安全管理審査の結果に基づき、定期事業者検査の実施に係る体制について評定する。

申請者	九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
申請日	平成23年11月24日（一部変更：平成24年4月3日、平成25年5月14日、平成26年5月14日、平成28年3月2日、平成28年4月20日、平成29年4月20日、平成29年5月11日、平成29年8月28日、平成29年10月13日及び平成30年7月6日）
申請番号	原発本第220号（一部変更：原発本第10号、発本原第28号、発本原第29号、発本原第285号、発本原第11号、原発本第8号、原発本第38号、原発本第80号、原発本第182号及び原発本第129号）
審査を実施した定期事業者検査の範囲	玄海原子力発電所第4号機第11保全サイクルにおける定期事業者検査
審査実施期間	平成23年12月25日～令和元年8月15日
評定の結果	当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている。
審査の結果及び評定の理由	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に定められた定期事業者検査の①実施に係る組織、②検査の方法、③工程管理、④検査に協力した事業者の管理、⑤検査記録の管理及び⑥検査に係る教育訓練に関する事項について審査した結果、別添のとおり当該事項に関する規定類は整備、維持され、これらに従って定期事業者検査が実施されていることを確認した。</p> <p>また、前回審査からの継続確認事項であった点検計画の管理システムの整備状況について審査した結果、保全上考慮すべき劣化事象や点検項目を整理した「玄海4号機保全根拠書」は整備され、平成25年度から当該システムが運用されていることを確認した。</p> <p>一方、中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機の中央制御室空調換気系ダクトに腐食孔が確認された事象に鑑み、当該設備と同等の設備である中央制御室換気空調ラインに対する定期事業者検査が次保全サイクル以降に計画されていることから、保全計画と整合した定期事業者検査の計画が策定され、計画どおりに当該検査が実施されるか否かを、今後、申請者の活動で確認していくものとする。</p>

(別紙)

上記の審査の結果について精査した結果、保全の有効性評価については引き続き確認していく必要があるが、当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断する。